

ふるさと・くるめ応援寄附事業の運用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ふるさと・くるめ応援寄附」の寄附者に対して贈呈する返礼の品、サービス等（以下「返礼品」という。）及びこれらを提供する返礼品提供事業者の選定、選定取消しその他ふるさと・くるめ応援寄附事業（以下「本事業」という。）の適正かつ円滑な実施のため必要な事項を定めるものとする。

(本事業により取り扱うことができる返礼品)

第2条 本事業により寄附者に提供する返礼品は、次条及び第4条に定める要件を満たし、第8条第1項に定める選定委員会により選定された返礼品提供事業者から提供される返礼品であって、軽微な変更に当たる返礼品を除き、総務省の確認を受けたものに限る。

(返礼品提供事業者の要件)

第3条 返礼品提供事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する者とする。

- (1) 本社、支社、事業所、工場等の生産拠点又は生産拠点に準ずるもの（仕入先、店舗等）が久留米市内（福岡県が認定する地域資源に該当する返礼品を提供しようとする事業者にあつては福岡県内）に存する法人、団体又は事業を営む個人であること。
- (2) 当該事業を営むために法令上必要な許認可、免許、届出等の資格又は要件を備え、諸法令、業界のガイドライン等を遵守し、適法かつ健全に事業を営んでいること。
- (3) 市税の滞納がないこと（市外事業者にあつては、国税の滞納がないこと。）。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) でない者及び暴力団員 (暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) と密接な関係を有しない者であること。

(5) 原則として「久留米市ふるさと納税管理システム」(以下「管理システム」という。) による出荷依頼を受け、出荷管理及び全国発送を行うことができること。

(6) 十分な補償限度額を有する PL 保険 (生鮮食品の場合、生産物賠償責任保険が付加されたもの)、リコール保険等に参加するなど、返礼品に起因する事故等が発生した場合でも被害者の救済措置を確実に講じる体制がとられていること。

(7) 別途定めるふるさと・くるめ応援寄附事業利用約款に同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、久留米市にゆかりがあり、市の P R に繋がると認められる事業者であって、当該事業者が、総務省告示 (平成 3 1 年総務省告示第 1 7 9 号) が定める地場産品基準に該当する返礼品を提供しようとする場合は、前項第 1 号の規定を適用しないことができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、返礼品提供事業者として選定しないものとする。

(1) 過去の業務実績、社会的信用、経営状況、取引先の状況その他の事情から、返礼品提供事業者として不適当であると認められる者

(2) 良識に反する活動を行っている等、本市の評判、信頼又は本事業の公正性を損なう恐れがあると認められる者

(3) 本市との間で、紛争、トラブル又は係争中の事案があり、本事業の円滑な履行に支障を来す恐れがあると認められる者

(返礼品の要件)

第4条 返礼品は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものとする。

- (1) 提供期間を通じて、総務省告示に適合するものであること。
- (2) 業として生産されるものであって、個人の趣味、特技等により雑所得を得るために一時的に製作又は生産された物品でないこと。
- (3) 品質、数量等の点において、本事業の返礼品として適切な供給が見込めるものであること。
- (4) 食品衛生法、食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、健康増進法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法その他の各種法令に抵触するものでないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本市のふるさと納税返礼品として不適当なものでないこと。

(同一又は同等の返礼品に係る重複申請)

第5条 同一又は同等と認められる返礼品につき、異なる複数の返礼品提供事業者から提供を希望する提案があった場合で、重複して選定することが適切でないときは、製造元又はサービス提供主体の提案を優先するものとする。

- 2 前項の場合において、いずれも製造元又はサービス提供主体でないときは、提案価格の低い返礼品を優先するものとする。

(返礼品提供事業者に提出を求める書類)

第6条 新たに本事業の返礼品提供事業者になることを希望する事業者に提出を求める書類は、次のとおりとする。

- (1) 市に提出するもの

ア ふるさと・くるめ応援寄附事業者エントリーシート（様式第 1 号）

イ 同意書（ふるさと・くるめ応援寄附事業利用約款を遵守することに同意する旨の同意書をいう。）

ウ 市税の滞納がないことの証明（市外事業者にあつては、国税の滞納がないことの証明）

エ 当該事業を営むために法令上必要な許認可、免許等又は届出書類の写し

オ その他第 8 条第 1 項に定める選定委員会が提出を求めた書類

(2) 本市が業務を委託した事業者（以下「委託事業者」という。）に提出するもの（データによる提出）

ア エントリーシート

イ 返礼品提案書（ただし、管理システムからのフォーム入力をもって返礼品提案書の提出に代えることができる。）

ウ 返礼品の画像

エ 通帳の見開きページのコピー（入金先情報が記載されているもの）

オ 商品ラベルがある場合は、製造地等が分かる商品ラベルの写し

2 新たな返礼品を追加しようとする返礼品提供事業者に提出を求める書類は、次のとおりとする。

(1) 市に提出するもの

ア 返礼品としての適合性を確認するために必要な書類

(2) 委託事業者に提出するもの（データによる提出）

ア 返礼品提案書（ただし、管理システムからのフォーム入力をもって返礼品提案書の提出に代えることができる。）

イ 返礼品の画像

ウ 商品ラベルがある場合は、製造地等が分かる商品ラベルの写し

(ふるさと・くるめ応援寄附事業利用約款)

第7条 本事業を適正かつ円滑に実施するため、返礼品提供事業者の遵守事項等を規定したふるさと・くるめ応援寄附事業利用約款（以下「約款」という。）を定めるものとする。

(ふるさと・くるめ応援寄附事業選定委員会)

第8条 本事業の返礼品提供事業者及び返礼品を選定するため、「ふるさと・くるめ応援寄附事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部を担任する副市長
- (2) 総務部長
- (3) 総務部次長又は総務課長
- (4) 総務課課長補佐
- (5) 総務部法務担当職員

3 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部を担任する副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員長が選定委員会に出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。

5 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、選定委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 選定委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(選定委員会の所掌事務)

第9条 選定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 返礼品提供事業者及び返礼品の選定に関すること。
 - (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が、提供期間を通じて第3条又は第4条に定める要件を満たしていることを確認するための調査
 - (3) 総務省告示に抵触するおそれのある宣伝広告又は情報提供に対する表示内容の変更（修正、削除等）に関すること。
 - (4) 返礼品提供事業者又は返礼品の取消しに関すること。
 - (5) 本要領又は約款の制定改廃に関すること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、本事業の適正かつ円滑な実施のために必要な事項
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、既に返礼品として選定委員会により選定され、総務省の確認を受けた返礼品の軽微な変更にあたる返礼品については、選定委員会の事務局の確認をもって、選定委員会により選定された返礼品とみなす。この場合において、選定委員会の事務局は、直近において開催された選定委員会に、軽微な変更にあたることを確認した返礼品を報告しなければならない。

（選定委員会の調査権限、是正要求）

- 第10条 選定委員会は、その判断のために必要があると認めるときは、返礼品提供事業者に対し、必要な報告、返礼品の現品若しくは資料の提出を求めること、当該返礼品提供事業者の事業所、工場等の生産拠点若しくは生産拠点に準じる場所に立ち入ることその他必要な調査をすることができる。
- 2 選定委員会は、本事業の適正かつ円滑な実施のために必要があると認めるときは、返礼品提供事業者に対し、必要な是正をすることを求めることができる。

(返礼品の総務省への申出)

第 1 1 条 総務省に確認の申出をする返礼品は、選定委員会により選定された返礼品提供事業者から提供されるものであって、選定委員会により選定された返礼品とする。

2 前項の規定にかかわらず、選定委員会の開催時期、総務省への確認の申出の締切日等の理由により、選定委員会の副委員長がやむを得ないと認めた場合は、総務省への申出及び確認を先行させ、その後選定委員会に諮ることができる。

(返礼品提供事業者及び返礼品の決定)

第 1 2 条 市長は、選定委員会から選定された返礼品提供事業者を、返礼品提供事業者として採用するものとする。返礼品提供事業者に対する選定結果通知は、第 2 号様式によるものとする。

2 市長は、選定委員会から選定された返礼品であって、当該返礼品について総務省の確認においても疑義が出なかったもの（軽微な変更にあたる返礼品にあつては、第 9 条第 2 項の規定により、選定委員会事務局の確認を受け、選定委員会に報告されたものをいう。）を返礼品として採用するものとする。返礼品に対する選定結果通知は、第 3 号様式によるものとする。

(返礼品提供事業者としての選定の取消し)

第 1 3 条 返礼品提供事業者として選定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、選定委員会において取消し相当と判断されたときは、市長は、返礼品提供事業者としての選定を取り消すものとする。

(1) 返礼品提供事業者が、返礼品提供事業者としての選定の取消しを第 4 号様式により申し出たとき。

(2) 第 3 条第 1 項各号の要件（同条第 2 項の規定により適用しな

いこととされた第 1 号を除く。) のいずれかを満たしていないこと又は同条第 3 項各号のいずれかに該当することが確認されたとき。

(3) 総務省告示に違反する返礼品を提供していたことが判明した場合であって、原因、帰責性の度合い、事後対応、調査への協力状況、違反の回数、寄附者への対応その他諸般の事情を考慮して、返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。

(4) 約款に定める返礼品提供事業者の遵守事項その他の規定違反が判明した場合であって、原因、帰責性の度合い、事後対応、再発防止のための措置の実施状況、調査への協力状況、違反の回数、寄附者への対応その他諸般の事情を考慮して、返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。

(5) 寄附者等からのクレーム等が複数寄せられ、原因、帰責性の度合い、事後対応、再発防止のための措置の実施状況、調査への協力状況、クレーム等の回数、寄附者への対応その他諸般の事情を考慮して、返礼品提供事業者として不適当であると認められるとき。

(6) 市若しくは寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

(7) 申請、報告、資料の提出等の際、不実の申告をし、又は事実、変更事項等を申告しなかったとき（誤記、記載漏れ等の軽微な誤り又は軽微な報告漏れを除く。）。

(8) 次のいずれかに該当したとき。

ア 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき。

イ 解散、破産、会社更生、特別清算、民事再生手続開始の申立てがあったとき（ただし、会社更生又は民事再生手続開始の申立てがなされた場合であって、返礼品の継続した提供に支障がないと認められるときを除く。）

ウ 合併、会社分割、事業譲渡等があったとき（ただし、新たな返礼品の提供主体が第3条に定める要件を満たし、かつ、返礼品の継続した提供に支障がないと認められるときを除く。）

エ その他経営上の重要な変更があり、返礼品の安定した生産・供給に懸念が認められるとき。

2 市長は、返礼品提供事業者としての選定を取り消したときは、第5号様式により当該事業者に通知するものとする。

（返礼品の選定の取消し）

第14条 返礼品として選定されたものが次の各号のいずれかに該当する場合であって、選定委員会において取消し相当と判断されたときは、市長は、返礼品としての選定を取り消すものとする。

(1) 返礼品提供事業者が、市に返礼品の選定の取消しを申し出たとき。

(2) 第4条各号の要件のいずれかを満たしていないことが確認されたとき。

(3) 当該返礼品に関し、約款に定める返礼品提供事業者の遵守事項その他の規定違反が判明し、返礼品として取り扱うことが不適當であると認められるとき。

(4) 寄附者等からのクレーム等が複数寄せられ、返礼品として取り扱うことが不適當であると認められるとき。

(5) 市若しくは寄附者に損害を及ぼしたとき、又は損害を及ぼす恐れがあるとき。

(6) 当該返礼品の生産、製造又は販売が中止されたとき。

(7) 寄附者からの申込みが他の返礼品に比べ著しく少なく、需要が見込めないと認められるとき。

(8) 申請、報告、資料の提出等の際、不実の申告をし、又は事実、変更事項等を申告しなかったとき。

- 2 市長は、前項各号（第1号を除く。）の理由により返礼品としての選定を取り消したときは、第6号様式により当該返礼品の提供事業者へに通知するものとする。

（返礼品の掲載及び発送の一時中止の措置）

第15条 市長は、選定取消しの判断をする前であっても、返礼品提供事業者につき第13条第1項各号のいずれかに該当する恐れがあるときは当該返礼品提供事業者が提供する全ての返礼品について、返礼品につき前条第1項各号のいずれかに該当する恐れがあるときは当該返礼品について、ポータルサイト等への掲載及び発送を一時中止することができる。

- 2 前項による掲載及び発送の一時中止の措置は、当該返礼品提供事業者に対し、事前の通告なく行うことができる。

（その他必要な事項）

第16条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、選定委員会が定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。